

とうしゅんの
年金
 受給者向け
定期預金

余裕ある生活を過ごすために
 今から始めましょう！



商品名	年金受給者向け定期預金
取扱期間	2023年4月1日(土)～2024年3月31日(日)
対象預金	スーパー定期預金1年もの (年金受給口座と同一名義に限る)
預入金額	1,000円以上500万円以内 (お一人様500万円まで)
払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。 (非自動継続型)
適用利率	固定金利 預入時のスーパー定期預金1年もの店頭表示金利 +0.10%を約定金利として満期日まで適用します。
利息計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
税金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間に 受け取る利息には復興特別所得税が上乘せされ、 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)
付加できる 特約事項	マル優の取扱いができません。 預入形式は証書および通帳形式とします。 (ただし総合口座、自動継続等のお取扱いは出来ません。)
中途解約時の 取扱い	満期日前に解約される場合は、お預入期間に応じた中途 解約利率および預入日から解約日の前日までの日数に より計算した中途解約利息とともに支払います。
その他	満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における 普通預金利率により計算します。また金利環境の変化等 により適用する金利が変更されることがあります。 預金保険制度の対象となる預金です。

※お預け入れは年金を受け取られている本支店に限ります。

ご利用いただける方
 公的年金のいずれか、または企業年金を
 当金庫の口座で受給している方

お一人様

500万円まで

適用金利

店頭表示
 金利に
+0.10%
 年



自転車での事故等賠償事故に備えていますか？
サイクルサポート販売中！
 (傷害保険)

例えば
 ★自転車で歩行者にぶつかりケガをさせてしまった
 ★買い物中過って商品を壊してしまった など...

詳しくは担当者または窓口までお問い合わせください。

あなたと街のパートナー
東春信用金庫

本店営業部 TEL(0568)72-2188
 味岡支店 TEL(0568)77-1311
 篠岡支店 TEL(0568)79-8108
 小牧西支店 TEL(0568)75-4131
 市之久田支店 TEL(0568)76-7181

桃花台支店 TEL(0568)78-1241
 春日井支店 TEL(0568)81-4148
 高蔵寺支店 TEL(0568)51-2551
 勝川支店 TEL(0568)31-3151
 坂下支店 TEL(0568)88-0345
 味美支店 TEL(0568)31-3111
 朝宮支店 TEL(0568)33-2611

六軒屋支店 TEL(0568)82-1315
 名古屋支店 TEL(052)751-8161
 錦通支店 TEL(052)931-6851
 守山支店 TEL(052)793-5151
 志段味支店 TEL(052)736-0239
 旭支店 TEL(0561)53-1121
 江南支店 TEL(0587)55-3361



商品概要説明書

令和5年4月1日

商品名「愛称」	・スーパー定期預金「年金受給者向け定期預金」
販売対象	・当金庫で下記の公的年金・手当での受取りをしている(入金実績がある)方 (※裏面別表にてご確認ください。) (※年金・各種手当で受給口座と同一名義に限ります。)
取扱期間	・令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)
預入期間	・定型方式スーパー定期1年(自動継続のお取扱はできません)
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1,000円以上500万円以内(お一人様500万円まで) ※年金・手当で受取店舗のみでの作成 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。(非自動継続型)
利息 (1)適用金利 (2)計算方法	・預入時のスーパー定期預金1年の店頭表示金利に0.10%上乗せを約定利率として満期日まで適用します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割り計算
税金	・2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただしマル優を利用の場合は除きます。)
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。 ・預入形式は、証書および通帳形式とします。(ただし、総合口座、自動継続等のお取扱はできません)
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ①預入日から解約日までの期間が6ヶ月未満の場合、解約日における普通預金の利率 ②預入日から解約日までの期間が6ヶ月以上の場合、約定年利回り×50%の利率
金利情報の入手方法	・各種預金金利についてはホームページでご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話:0568-75-3048)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。

	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際は、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他参考となる事項	<p>①満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>②預金保険の対象です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）。</p>

別表

ご利用いただける方															
下記の公的年金・手当をお受け取りいただいている方															
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">対象となる年金（手当）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ご利用の際には確認のため年金証書等を窓口へご提示いただきます。</td> </tr> <tr> <td>新 年 金</td> <td>・ 障害基礎年金 ・ 遺族基礎年金</td> </tr> <tr> <td>(旧)国民年金</td> <td>・ 老齢福祉年金 ・ 障害年金 ・ 母子年金 ・ 準母子年金 ・ 遺児年金 ・ 老齢特別給付金</td> </tr> <tr> <td>(旧)厚生年金 (船員保険含む)</td> <td>・ 障害年金 ・ 遺族年金 ・ 通算遺族年金 ・ 特例遺族年金 ・ 寡婦年金 ・ 鰥夫年金 ・ 遺児年金</td> </tr> <tr> <td>共 済 年 金</td> <td>・ 障害年金 ・ 遺族年金 ・ 通産遺族年金</td> </tr> <tr> <td>各 種 手 当</td> <td>・ 児童扶養手当 ・ 特別児童扶養手当 ・ 障害児福祉手当 ・ 特別障害者手当 ・ 福祉手当 ・ 医療特別手当 ・ 特別手当 ・ 健康管理手当 ・ 保健手当</td> </tr> </table>		対象となる年金（手当）		※ご利用の際には確認のため年金証書等を窓口へご提示いただきます。		新 年 金	・ 障害基礎年金 ・ 遺族基礎年金	(旧)国民年金	・ 老齢福祉年金 ・ 障害年金 ・ 母子年金 ・ 準母子年金 ・ 遺児年金 ・ 老齢特別給付金	(旧)厚生年金 (船員保険含む)	・ 障害年金 ・ 遺族年金 ・ 通算遺族年金 ・ 特例遺族年金 ・ 寡婦年金 ・ 鰥夫年金 ・ 遺児年金	共 済 年 金	・ 障害年金 ・ 遺族年金 ・ 通産遺族年金	各 種 手 当	・ 児童扶養手当 ・ 特別児童扶養手当 ・ 障害児福祉手当 ・ 特別障害者手当 ・ 福祉手当 ・ 医療特別手当 ・ 特別手当 ・ 健康管理手当 ・ 保健手当
対象となる年金（手当）															
※ご利用の際には確認のため年金証書等を窓口へご提示いただきます。															
新 年 金	・ 障害基礎年金 ・ 遺族基礎年金														
(旧)国民年金	・ 老齢福祉年金 ・ 障害年金 ・ 母子年金 ・ 準母子年金 ・ 遺児年金 ・ 老齢特別給付金														
(旧)厚生年金 (船員保険含む)	・ 障害年金 ・ 遺族年金 ・ 通算遺族年金 ・ 特例遺族年金 ・ 寡婦年金 ・ 鰥夫年金 ・ 遺児年金														
共 済 年 金	・ 障害年金 ・ 遺族年金 ・ 通産遺族年金														
各 種 手 当	・ 児童扶養手当 ・ 特別児童扶養手当 ・ 障害児福祉手当 ・ 特別障害者手当 ・ 福祉手当 ・ 医療特別手当 ・ 特別手当 ・ 健康管理手当 ・ 保健手当														

東 春 信 用 金 庫